

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
等級	1～7級 ※7級は手帳なし ※7級相当重複2つで6級	A：重度 B：その他 (B1中度、B2軽度など地域で異なる)	1～3級
所持者数	478万人 (R5)	128万人 (R5)	144万人 (R5)
根拠法	身体障害者福祉法	根拠法なし ※S48 事務次官通知 「療育手帳制度について」を根拠とする	精神保健福祉法
対象者	・視覚障害 ・聴覚・平衡機能障害 ・音声・言語・そしゃく障害 ・肢体不自由 ・心臓機能障害 ・じん臓機能障害 ・呼吸器機能障害 ・ぼうこう・直腸機能障害 ・小腸機能障害 ・HIV免疫機能障害 ・肝臓機能障害	・知的障害 (児童相談所、または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された者)	・統合失調症 ・気分（感情）障害 ・非定型精神病 ・てんかん ・中毒精神病 ・器質性精神障害 (高次脳機能障害含む) ・その他精神疾患
審査機関	身体障害者更生相談所	知的障害者更生相談所（18歳以上） または、児童相談所（18歳未満）	精神保健福祉センター
交付者	・都道府県知事 ・政令指定都市の市長 ・中核市の市長	・都道府県知事 ・政令指定都市の市長 ・児童相談所を設置する中核都市の市長	・都道府県知事 ・政令指定都市の市長
更新制度	なし	原則2年（自治体の判断による）	2年ごと